

松江市住宅用太陽光発電導入促進事業費補助金交付制度のご案内

目的

地球温暖化対策における二酸化炭素の排出量削減及び省エネルギー推進のため、住宅用太陽光発電システムを設置される方を対象として補助金を交付します。

補助の条件・対象・補助金額等

【条件】

市内に、本支店又は営業所等を有する事業者の取扱により設置するものであること。（添付資料中の契約書類等に、市内の取扱事業者名及び住所等が明記されていること。）

市内に自ら所有し居住する住宅（新築、既築共に可）に、未使用の太陽光発電システムを設置する方。（必ず工事着手前に申請して下さい。補助金交付申請前の着手は事前着手となり、補助対象となりませんのでご注意下さい。）

平成 24 年 2 月 29 日（水）までに、実績報告書類（補助事業等実績報告書及び添付書類）を提出できること。

市税の滞納が無いこと。

設置した太陽光発電システムを、法定耐用年数（17 年）以上、使用すること。

（ “添付資料中の契約書類等” とは、契約書、見積書、請求書、領収書等を指します。）

（太陽光発電システムを設置する家屋の所有者が単身赴任等の事由により一時的に市外に居住する場合で、所有者と生計を一にする家族が当該家屋に居住する場合については、補助対象としています。手続きの詳細は事前にお問合せ下さい。）

（補助金の申請は、必要な書類等が整っているものを先着順で受け付けます。）

（補助金は予算の範囲内において交付するものであり、件数に制限があります。）

【補助対象機器】

住宅用として設置するもので、低圧配電線と逆流流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力が 10 キロワット未満であること。

電力会社と電灯契約を結び、かつ余剰電力の受給契約が結ばれているもの。

（財）電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているものであり、太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）により登録されているもの。

未使用品であること。（中古品は対象外）

[太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）の連絡先]

TEL : 043-239-6200（受付時間 9 : 20 ~ 17 : 20） FAX : 043-239-6201

URL : <http://www.j-pec.or.jp>

【補助金額】

・太陽電池の最大出力（小数点以下 2 桁未満は切り捨てる。）に 1kW 当たり 48,000 円を乗じた額。
（千円未満の端数は切り捨てる。）

・144,000 円（3kW）を上限額とする。

〔計算例〕

* 最大出力が 4kW (上限 3kW を超える場合)

~ 48,000 円 × 4kW = 192,000 円 上限額 144,000 円が補助金額

* 最大出力が 2.547kW (上限 3kW を超えない場合)

~ 48,000 円 × 2.54 kW = 121,920 円 121,000 円が補助金額

(最大出力は、小数点以下 2 桁未満を切り捨てる。)

(補助金額は、千円未満の端数を切り捨てる。)

補助金の申請をご検討の方は、制度の詳細等についてご説明しますので、事前にお問合せ下さい。添付書類等の必要書類については、「補助金交付手続きの流れ」に記載していますので、ご参照下さい。

補助金の交付手続きについては、太陽光発電システム設置に係る契約を締結された請負業者等に手続きの代行を依頼することができますが、その場合にあっても、補助事業の主体は補助金申請者(補助事業者)の方です。関係書類等をご覧いただき、補助制度についてご理解されたうえで申請していただきますよう、また、手続代行者との連携を十分に取り、適切に補助事業を実施していただきますよう、よろしくお願いいたします。

手続代行者は、補助制度の内容等について申請者に十分ご説明いただくとともに、申請者と連携を十分に取り、補助事業の進捗状況等について申請者が把握できるよう努めて下さい。

補助金交付手続きに係る申請書類等については、松江市環境保全課窓口(松江市環境センター内)までご持参下さい。(郵送等による書類提出は受け付けませんので、ご注意下さい。)



【連絡先(補助金申請窓口)】

松江市環境保全部環境保全課(環境企画係)

住所: 松江市学園南一丁目 17 - 24 (環境センター内)

電話: (0852) 55 - 5687 FAX: (0852) 55 - 5497